

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号  
福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2021(令和3)年10月23日

## 準備書面(552)

(弁済の抗弁に対する反論)

○ 福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利孝



同 広田 次男



同 米倉 勉



同 丸山 幸司



同 鳥飼 康二

外

第 1 はじめに .....	- 2 -
第 2 被告の主張 .....	- 4 -
1 被告の主張の骨子（被告の準備書面(380)） .....	- 4 -
2 被告の主張が認められないこと .....	- 5 -
第 3 原告らの反論 .....	- 6 -
1 被告が原告に弁済をした経緯 .....	- 6 -
2 具体的な請求手続き（一陣原告金井直子の例） .....	- 17 -
3 そのような賠償方式が採用された理由 .....	- 23 -
4 和解の成立（第 1 項（3）） .....	- 26 -

5 被告は鎌田発言、大塚発言を都合よく引用していること（準備書面（381）への反論）	- 33 -
6 和解した具体的な費目に基づく反論	- 38 -
6 弁済の抗弁を主張することは、信義則に違反し、許されないこと	- 46 -

## 第1 はじめに

1 被告は、全国各地の訴訟事件において、本件と同様の弁済の抗弁の主張をしている。

しかし、新潟地裁令和3年6月2日判決、福島地裁郡山支部令和3年7月30日判決、高松高裁令和3年9月29日判決等において、被告の弁済の抗弁の主張は基本的に排斥されてきた。

これら裁判例は、以下で具体的に主張するように、本訴提起前後で被告が態度を豹変させてきた背信性を正しく評価したものである。あたかも手のひらを返すかのような被告の対応の変化は、一般的の取引通念に照らしても希有な不誠実さを表現しており、弁済の抗弁の主張そのものにより、原告ら被害者は新たな精神的苦痛を受けつつある。

本来であれば、被害者に対する真摯な謝罪こそ必要であるはずなのに、「過払い」を主張する被告の態度には厳しい批判がなされなければならない。

2 上記の裁判例の中でも、高松高裁令和3年9月29日判決（以下、「高松高裁判決」という）は、被告が弁済の抗弁を本格的に主張し始めて、最初の高裁判決である。

高松高裁判決は、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示ないし默示的に成立したと評価できる場合には、別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、和解契約の趣旨に反するため許されないとし、認定で

きる事実から、そのような和解契約が明示的ないし默示的に成立していると評価できるから、一審被告の弁済の抗弁の主張は許されないとしている。

そして、仮に明示ないし默示的な和解契約が成立するとは認められないとしても、「本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針等が策定され、第1審被告東電は、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、これに応じた被災者が第1審被告東電に対して賠償金の支払いを求め、第1審被告東電から損害の費目を明示され、その賠償を受けたものである。そして、第1審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する賠償を含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払いを受けており、また、上記方法で弁済を受けなかった者も、上記方法によれば財産的損害を受けられるものと信頼し、精神的損害の賠償に限定して本件訴訟を提起したものである（略）。しかるに、第1審被告東電（及び第1審被告国）は、約4年間係属した本件訴訟の原審において上記アの主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ、第1審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では弁済の抗弁について当事者間に争いがなかったにもかかわらず、当審に至って突然上記主張をするに至ったことは当裁判所に顕著である。第1審原告らとしては、  
上記一連の事実経過に照らし、第1審被告東電（及び第1審被告国）が上記主張はしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告の財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が第1審被告東電による上記賠償金額と一致するとは限らない。）。そして、このような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になるといわざるを得ない（下線は引用者による）と判示して、一審被告の主張は訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するとともに、実体法上の信義則（民法1条2項）にも反し許されないと断じた。

このように、高松高裁判決は、極めて明快に被告の弁済の抗弁の主張を退けたものである。そして、上記判決の説示する事実経過は本件においても変わるものではないから、一連の事実経過による原告らの信頼及び中間指針の策定趣旨に照らして被告の弁済の抗弁の主張が訴訟上及び実体法上の信義則に反すると断じた上記判決は、本件においても十分参考にされるべき裁判例である。

## 第2 被告の主張

### 1 被告の主張の骨子（被告の準備書面（380））

被告の主張の骨子は次の通りである。

(1) 原告らの請求は1個の請求権のうち慰謝料のみについて賠償を求める一部請求である。一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害を認定し、その全額から既払い金全額を差引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされている。

本件でも同様に判断するべきであり、主張立証責任は、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分も含めて、原告らが負う。

(2) 被告による訴訟外の賠償は、損害の発生、数額を必ずしも個別に確認したうえで行われているものではなく、既払い金があるからと言って、それに対する損害（請求権）が認められるものではない。この点は交通事故などの一般的な損害賠償請求訴訟と異なる。

(3) 精神的損害について、被告は、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく一律の賠償をした。しかし、精神的損害の評価、算定における考慮要素は、個々の被害者によって異なり、その額も被害者の個別事情によって異なる。

平成24年以降、避難指示の対象となった多くの原告が帰還又は移住により避難を終了しており、帰還や移住により早期に平穏な生活が回復されている原

告らは、自主賠償基準が一律に定めた額を下回る慰謝料が妥当する。

精神的損害の名目による支払いも、個別の原告らの事情によっては、損害を超える賠償が行われており、原告らの主張の当否の判断に際しては、この点も十分に留意される必要がある。

(4) 既払い金に対応する損害が認められない賠償費目としては、①生命・身体的損害のうち因果関係が「不明」「なし」である中で支払われている賠償金、②住居確保費用、③物品購入費、④就労不能損害・営業損害の「特別の努力分」がある。

(5) 損害の発生・数額を確認することなく賠償しており、これに対応する損害が生じていると認められない賠償費目としては、①実費（避難・帰宅費用、一時立ち入り費用、生命・身体的損害、検査費用（人）、検査費用（物））の賠償、②住宅の補修・清掃費用のうち定額30万円の支払分、③家財賠償のうち定額賠償分、④不動産（土地・建物・構築物・立木）に対する賠償金、⑤追加的費用名目での賠償金のうち、証憑に基づかずに支払われた部分がある。

(6) 一応の証憑に基づき支払われているが、その一部についてこれに対応する損害が生じているとは認められない可能性がある損害項目としては、①生命・身体的損害の賠償に関する賠償などがある。

(7) (3)～(6)のような弁済があるため、これらの損害に対応する損害を原告側で立証するべきである。

## 2 被告の主張が認められること

被告の主張は、直接請求やADRによる弁済の事実経過及び、弁済当時の弁済に係る原告及び被告間の合意内容に反しており、到底認められない。

### 第3 原告らの反論

#### 1 被告が原告に弁済をした経緯

##### (1) はじめに

原発事故後、被害者への賠償は、訴訟手続による解決を除けば、原子力紛争審査会（以下、「原賠審」という。）が策定した指針類に基づく被告の自主賠償、もしくは原子力損害賠償紛争解決センター（いわゆる原発ADR）による和解仲裁に基づいてなされてきた。

本項では、準備書面（545）で既に主張したところと重複するが、被告による被害者への賠償が「損害項目ごと」の「合意」の積み重ねによって行われてきた経緯及び実態を再度指摘する。

##### (2) 原賠審における議論状況

###### ア 原発事故直後の議論状況

原発事故からおよそ1ヶ月後の平成23年4月15日に開催された第一回原賠審では、以下のような委員の発言が相次いだ。

###### 記

- ・ 「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず第一義的に指針を定めて、それに従って、この仮払いが適正に行われるようについてことを、最初の早期に結論を出すべき目標とする、そういう審議の方法ができるんではないかとも思いますので、その辺を少しご考慮いただければと思います。」（鎌田委員）
- ・ 「いずれにしろ、損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していくということでいいのではないかと思います。」（野村委員）
- ・ 「今の事故の状況を見ますと、期限を切ってとか額の確定というのはおそらくできないと思います。だから、今、できる範囲でとにかく救済措置をやっていかないと、下手すると10年先まで確定しないということが起こり

得るという、非常に特殊な状況の中での指針をつくれるようにお願いしたいと思います。」（田中委員）

以上

また、第1回原賠審に同席した北側内閣官房室長からは、「今回の事案があまりにも大きいということと、被害も相当の範囲にわたっているということで、総合的にどのようにすればいいのか、例えば、損害が確定して、事業者と被害者の話がつくまで何もできない、しないという方法も政府としてもとり得ない」との発言もあった。

○  
このような議論を経て、平成23年8月に策定された中間指針では、冒頭に以下の通り記載されている。

#### 記

##### 【中間指針・はじめにより抜粋】（甲A810）

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」という。）は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは、多くの事業者が生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。

（中略）

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

（中略）

策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の

高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした。

#### 【中間指針「第1 中間指針の位置づけ」の第4項より抜粋】(甲A810)

なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象となるないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

#### イ 指針類の策定経過

中間指針が策定された後も、原賠審では順次損害項目ごとに検討を行い、指針類が以下の通り順次策定された。

決定・公表日時	名称	概要
平成23年4月28日	第一次指針	政府指示等に伴う損害
平成23年5月31日	第二次指針	風評被害や避難生活に伴う精神的損害
平成23年6月20日	第二次指針追補	避難生活等に伴う精神的損害
平成23年8月5日	中間指針	原子力損害の範囲の全体像
平成23年12月6日	中間指針第二次追補	政府の避難区域等の見直し等に係る損害
平成25年1月30日	中間指針第三次追補	農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害
平成25年12月26日	中間指針第四次追補	避難指示の長期化等に係る損害・住居確保損害

#### ウ 損害項目の多さ・複雑さに関する議論

原発事故による被害項目の多さや複雑さは、原賠審の議論でも意識されていた。

例えば、原発事故から2年を経過した平成25年3月28日に開催された第31回原賠審では、通常の不法行為と同様に3年で消滅時効に服せしむることは相当ではないという問題意識が共有されていたが、かかる議論においても損

害項目の多さや被害の継続性が、過去の不法行為事案において類例がないことが指摘されていた。

## 記

【大谷委員】（中略）

それから、損害項目の多さ、複雑さですね。これは被害者一人をとってみましても、これまでの損害賠償の世界とは全く違いまして、不動産、家財、営業用資産、営業損害、就労不能損害というように、極めて多項目にわたっているわけであります、こういう損害の全部について、これまた専門家のアドバイスを受けた上で、どういう形で解決を図るかという判断をするには、やはり3年というのは余りにも短いと言わざるを得ません。

つまり、最初に述べました被害者の人数の多さ、それから、損害項目の多さ、複雑さ、こういうような点で、今回の災害は過去の不法行為の事案には例を見ないものだと言わざるを得ません。

次に、被害者の置かれた状況を見ますと、自分の賠償問題の決断というのは、身辺が落ち着いて、ある程度正常な生活に戻った後でないと、どうするかということをきちんと決めるることは難しい。いまだに被害者の多くは避難中で、今後の生活設計も立てられないという状況にあります。そういう状況の中で、これから対応方針の決断を今するということは非常に難しい、困難を強いるということになると思います。このように、多くの被害者がそういう状況にあるまま、不法行為を原因とする避難を継続しているという状態ですね。これも過去の不法行為事案には例を見ないものであるという、極めて特異なものであるということをまず言わなければいけないと思います。

## エ 損害項目ごとの合意に基づく賠償と整理されてきたこと

平成27年9月9日に開催された第41回原賠審では、政府が原発事故後6年までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示区域の避難指示

を解除する方針を示したことを受け、指針にどのような影響が生じるかについて議論された。

その際、能見会長は、以下の通り発言し、原発事故による精神的損害の賠償は当事者間の合意をベースになされていくこと、もっとも、かかる合意は清算条項付きの和解効は伴わないものであること整理がされ、東電担当者も同様の認識を示した。

### 記

【能見会長】 こういう閣議で決定されて、ある種政策的な方針が出されて、それがそれ自体としてどういう意味を持つのかというと、指針との関係で、いろんな問題があるのかと思うのですけれども。

まず、今までにもこういう政府主導の指針といいますか、政策が出たわけですが、基本的にはこれは、政府がこういう方針でやっていきたい、そういう方針のもとで、政府が東電に自主的な賠償を促すように働きかけて、東電もそういう賠償をすることを受け入れて、被災者の方も、基本的にはそれに合意すると、その合意の枠組みでもって賠償される。今回の閣議決定はそういうものだというふうに理解しております。

そういう意味で、この審査会の指針でいろんな基準が書いてありますけれども、閣議決定はそれ自体を直接いじるものではない。あくまで当事者間の合意のベースでもって行われる。これが、いわば指針から見て追加的な賠償になっているかどうかというところは、もう少し考えなくてはいけないと思いますけれども、基本的には、今回の閣議決定の内容はそういう追加的な賠償になっているという理解があり得るのかなと思います。ほかの委員の皆さんもそういうことでいいのかどうかということを、審査会としては確認したいと思います。

オ 「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であったこと

なお、原賠審では、中間指針類の策定にあたり、被告に対し、清算条項を付

さないように繰り返し釘を刺してきた。第41回原賠審における応答は上記の通りであるが、平成25年10月1日に開催された第35回原賠審でも以下の応答がなされている。

### 記

【能見会長】 どうもありがとうございました。委員の方から何か質問等がございましたらお願ひいたします。

ちょっとお伺いしたいのは、既にある程度財物の賠償は進行していて、それで、被災者の方と合意が既にたくさん行われていると思いますが、その合意がされたときに、書面みたいなものを取り交わすんだと思いますけれども、そこでは、例えば今後一切賠償には応じませんとか、そういう条項は入っていますか。

【小川室長（東電）】 私どもの賠償を始めた当初にそういった文言を合意書の用紙に入れていた時期がございまして、かなりおしかりを頂いたところもございます。現在の財物賠償の合意書におきましては、そのような文言は入れておりません。

【能見会長】 この文言が入っているか入っていないかによって違うわけではないと思いますけれども、今後この審査会で住宅等について、当然、いろいろ御努力はされておりますけれども、仮にその額よりも高い賠償基準みたいなものが出てきたときに、既に合意されている当事者の間でも更に追加の賠償というものが生じる可能性がありますので、そのときの対応の仕方もよろしく御検討いただくよう。

【増田常務（東電）】 はい。決してそのような方々が不利にならないように、真摯に対応させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

このように、指針に基づく支払が過払になる可能性について原賠審で議論さ

れることは皆無であり、むしろ、前述ア記載のとおり、「損害の種類別に、ある程度、早目に決められるもの、早く決めるべきものから処理していく」という争いがないものから支払うという性質であるため、その賠償は過払になるどころか、不足するものであるから、追加賠償が認められるということのみが問題になっていたのである。

## 力 小括

原賠審が、原発事故被害の重大性、広汎性、長期化という特殊性に照らし、「損害項目ごと」の指針を順次策定し、これに基づいて、被害者が被告と清算条項は伴わない「合意」の積み上げによって、賠償が行われてきた。

また、原賠審の議論では、「追加の賠償の可能性」が指摘されたことこそあれ、「過払」の可能性を指摘する議論は皆無であった。

## (3) 東電による自主賠償対応

### ア 損害項目ごとの請求書発送・合意の積み重ね

原賠審から賠償指針が示されると、被告はかかる指針に基づき「損害項目ごと」の請求書を被害者に発送した。多くの被害者は、被告から送付された請求書に、苦労しながらそれぞれの損害項目ごとの被害実態を記載し、それぞれの疎明資料を添付して賠償請求をした。

請求書を受領した被告は、請求書及び疎明資料を精査し、被告が受諾できる内容を記載した合意書の案を被害者に送付し、被害者がそれに署名押印することによって、損害項目ごとの賠償を積み重ねてきた（甲A822）。

2陣原告の例で、被告は、世帯番号152の原告ら（帰還困難区域）からは合計47通、世帯番号112の原告ら（旧緊急時避難準備区域）からは合計33通にわたる請求が行われてきたことを指摘している（被告の準備書面（383））。すなわち、被告は2陣原告世帯との間で、30～40通にわたる請求に対応した「合意書」を取り交わしてきた。他の原告世帯においても同様の状

況である。

また、被害者と被告が合意した「合意書」とともに送られてくる「お支払明細書」には、損害項目や対象となった期間が詳細に記載されていた（乙C112第15の2）。

#### イ 被告の査定に基づく支払

被告は、被害者の請求をそのまま認容するのではなく、被害者から送付された証憑類（乙C112第15の1）を精査し、被告が定めた基準に基づいた査定に基づき、被告が認容できる金額を印字した「合意書」（乙C112第15の2）を被害者に送付してきた。

当該「合意書」には、損害項目が明記されていたほか、同送されてきた書面「ご請求頂いた金額からの変更点について」には、被害者の請求額と東電の査定額の齟齬（すなわち、被告による査定結果）が明記されていた（乙C112第15の2）。

2陣の別の原告世帯（世帯番号152）においては、転居に伴って必要となった費用117万9664円を多数の領収書を添付して請求したもの（乙C152第7号証の1）、そのうち認められたのは103万5252円分とされている（乙C152第7号証の2「ご請求いただいた金額からの変更点について」）。乙C152第7号証の1で「対象外」とされている領収書をみると、衣類やキッチン小物、コーヒーメーカー、洋陶器、パスタ・カレー皿、マグカップ、プランター培養土、物干し竿などが除外されており、「対象外」とされた理由の合理性は明らかではないが、少なくとも被告が原告の請求にあたって提出した証憑類を細かく精査して、厳しく振り分けていたことは明らかである。

被告から送付された合意書に押印しなければ賠償を受けられない立場にあつた原告世帯は、やむなく被告が印字した賠償額での「合意書」に署名・押印し、被告が提示する賠償額に甘んじざるを得なかつた（乙C152第7号証の

3)。

#### ウ 「立証不足」の損害を切り捨ててきたこと

被告は立証不足を理由として多くの被害を切り捨ててきた。

例えば、生命・身体的損害について、被告は、医師が因果関係について「不明」「なし」とされたものについても支払われている賠償金が存在することを指摘するが、実際には多くの場合において被告は、因果関係が存在しないことを理由として賠償を拒んできた。

2陣の世帯番号112番の原告の1人は、慢性腎不全が進行してしまい、平成24年2月7日から血液透析を導入した避難者である。週3回の血液透析を受けるために、往復54kmの通院を繰り返しているのであるが、平成24年9月から11月分として請求した通院日数に応じての慰謝料、交通費の全てを認めなかつたことがわかる（乙C112第10号証の2）。「ご請求いただいた金額からの変更点について」によると、被告は、「医師による「因果関係」の診断結果にもとづき、算定額を計算しました。」として、算定額を「0」としている（同）。

ただ、この原告につき、被告は、その直前の期間である平成24年6月から8月分として請求した慰謝料と交通費の合計については全額認めている（乙C112第8号証の2）。医師の「治療に関する照会状」が、「（略）間接的に腎不全を悪化させた可能性があるため」（同）という記載から、「避難生活に伴う、ストレス、食生活の乱れ（塩分制限、蛋白制限などができなかつた）により腎不全が進行した可能性もあるが、詳細は不明である。」（乙C112第10号証の2）との記載に変わったために算定額を「0」としたようであり、その判断の妥当性には疑問があるが、被告が証憑類を詳細に検討して個別に判断し、金額を算定してきたことは明らかである。

避難生活を送る中で身体状況が悪化していることは、本件訴訟における多くの原告が訴える被害要素の一つであり、準備書面（9）で紹介した避難者アン

ケートでも、避難生活に伴う健康状態の悪化は顕著である。

避難者の多くは、度重なる転居で主治医が変遷し、また、避難の長期化に伴い、体調悪化と原発事故との因果関係の立証が日々困難になっていった。その中で、被告は事実上不可能な立証を被害者に強いることで、損害の切り捨てをしてきたのである。

同様に、家財の賠償でも、被害者は家財の被害額の「立証」を被告から求められた。被害者の多くは、原発事故が起きることは想定しておらず、購入時の証憑類を保有していないケースが大半であったため、被告の査定額を争う手段はなく、被告による査定を甘んじて受け入れるほか無かった（甲A823）。

このような実態は原賠審では共有されており、「当時、緊急事態だったので、証拠があまり残っていないようなときに、申請してもあまり認めて頂けないようなことが苦情として結構出てきて」いるとの指摘が、原賠審の大塚会長代理からなされている（甲A804-1、原陪審第48回）。

存在が明白な被害について立証不足を理由に切り捨てるとは、事故加害者の対応として当然許されるものではない。

そのような中で、被告は、被害者に対し、原賠審が定めた指針に基づいた定額賠償を提案しつつも、これを超える賠償については疎明資料の不足を理由に切り捨て、被害者はこれに応じざるを得ないという構造の中で「合意書」の締結を重ねてきた。

## 二 仮払補償金の清算について

なお、平成23年9月11日まで、被告は一部の被害者に対し、損害項目を特定せずに仮払補償金を支払ったが、その後の被告の賠償において、損害費目を特定せずに賠償金が支払われることは無かった。また、被害者に支払われた仮払補償金は、その後の賠償手続において本賠償において充当され、順次清算された（甲A823、甲A814における32頁）。

被告が被害者に順次送付した各請求書において、合意書に記載されている

損害費目に関する賠償が、後日、他の損害項目に充当する可能性があることを指摘する記載は、仮払補償金の清算を除き、一切無かった。

すなわち、被告が被害者に配布したパンフレットでは、仮払補償金が後日の賠償（本賠償）において控除されることは記載されていたものの（甲A814における32頁）、その後、被告から発送されたパンフレットにおいては、「実際に発生した損害額と包括請求方式でのお支払合計金額に差額が生じた場合には、必要書類（領収証、証明書類等）を確認させて頂いたうえ、必要かつ合理的な範囲において、追加で差額分をお支払いします。」などと告知し（乙C152第16号証の1・2頁）、既払金の一部が過払いとなつて別の損害項目に充当される可能性がある旨の告知は一切していない。

被告は、原発事故直後に被害者に支払った仮払補償金に関する告知に基づき、「直接請求手続を通じた賠償においては、賠償の便宜上、特定の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、賠償金の総額にて過不足が調整されることが予定されている」と主張するが、あたかも事故直後の仮払補償金の取り扱いが、その後の賠償でも踏襲されたかのような誤解を与えかねない指摘であり、失当である。

#### （4）原発ADRにおける賠償実態

一部の被害者は、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に申立てをして被害救済を求めた。

令和2年時点での、申立件数は2万6407件に及ぶ。原発ADRに対する申立件数からも、多くの被害者が被告による賠償に承服していないことが明白である。

原発ADRは、申立時点で損害項目を特定して申し立て（甲A801）、被害者はかかる損害項目に対応する証憑書類を提出しつつ、被害実態を仲介委員に説明し、これに対する被告による十分な反論を経て、仲介委員が中間指針に沿った検討を行い、和解案が提示してきた。

原発ADRで締結する和解契約書（甲A802）では、損害項目や対象期間が明示されており、後日、他の損害費目への充当されることは全く想定されていない。このようにして締結された原発ADRでの和解を、後になって覆される理由は皆無である。

なお、被告は、原発ADRにおいても、しばしば加害者として不適切な主張を展開した。第27回原賠審において、原発ADR・野山室長は、被告の対応に問題があるいくつもの事例を報告している（甲A815の1）。

具体的には、中間指針の曲解、被害者が主張する事実関係の誤導、審理不要な争点に関する疎明要求、示された和解案への回答期限の引き延ばしなど、問題がある事例を紹介した上で（甲A815の2）、野山室長は「特定の弁護士の資質の問題にとどまらない印象を持っている」と表明している（甲A815の1）。

さらに、被告は対外的には「3つの誓い」（甲A799）「5つの約束」（甲A800）で和解仲介案の尊重を標榜しつつも、一部の事案では、原発ADRで示された和解案すら拒絶するに至った（甲A804の3、同805の3、同807の3、同808の4）。

裁定機能を有しない原発ADRでは、被告が受諾を拒否しかねない水準での和解案を示すことを仲介委員はためらわざるを得ず、示される和解案は被害者が満足できる水準に至らないことも少なくない。

## 2 具体的な請求手続き（一陣原告金井直子の例）

### （1）はじめに

東電準備書面（382）ないし（384）は、東京電力による直接賠償手続の一般的手続きを主張するものであるが、被告の主張内容は、実際に行われた直接賠償の手続きの流れの中の一部の手続きを恣意的に削除して説明をするものである。

原告ら避難者が、実際に行った直接賠償の手続きは、被告から、被告作成の書式による診断書等、多くの疎明資料の手続きを求められるものであり、被告が主張するような簡易な手続きではなく避難者に多大な負担を強いるものであった。そのため、避難者の多くは、被告が申請書類を膨大なものにして、避難者の申請の気持ちをくじくことを意図して作られたと感じていた。

また、当該支払いは避難者に対する賠償にもかかわらず、被告は「補償金の支払い」として、避難者に一連の請求書を送付しており、このことも被告の本件事故の加害者としての認識や責任の欠如を如実に表すものであった。

本項では、準備書面（550）において主張した点を再論しつつ、この点を明らかにする。

## （2）避難者の生活状況

そもそも、避難者は、苛酷な避難生活の中、膨大でかつ煩雑な直接請求の手続きを行うことを強いられた。

例えば、第1次請求に係る請求書が避難者に送付された当時、避難者の中には、未だ避難所で生活をしており、仮設住宅にすら入居が決まっていない者もあり、当面の生活の拠点すら定まっていない状況であった。また、避難者は、着のみ着のままでの避難を強制されたのであり、当面の生活すら保障されていなかった。そのため、被告の提示する合意内容に不服があったとしても、当面の生活のための資金を得るために、合意をせざるを得ない状況であった。もちろん、当面の落ち着き先すら定まっていない環境のもとでは、生活再建のために仕事を始めることも困難な状態であった。

その後の請求についても、そもそも故郷の避難指示解除の時期や、生活再建の時期が明らかでないなか、避難者たちは、故郷に戻る、戻らないの葛藤を抱えながら避難生活を続けていた。避難者に対する誹謗中傷が故に、避難先を転々としなければならなくなってしまった避難者や、避難生活により家族が一緒に暮らせなくなり、複数の住居を構え、離れて暮らさなければならなくなってしまった避難者

も多くいた。

また、避難者は故郷での生活そのものを丸ごと奪われたのであり、直接賠償は、避難者が生活再建の目途すらたたない環境の下で行われていることを忘れてはならない。

### (3) 請求書の入手方法

避難者は、現在の避難先について、事前に被告に通知をしており、避難先が変更になる度に被告に対し、避難先を届け出していた。しかしながら、本賠償のための請求書は、そのすべてが、被告から当然に避難者に交付されるものではなかった。避難者が、被告のコールセンターに連絡をし、賠償請求を希望する費目についての請求書の送付を依頼しなければ入手できない請求書もあった。

請求書の送付を依頼する都度、避難者はコールセンターに電話をし、そこで、本人確認等の手続きをされなければならなかつた。また、コールセンターは24時間対応ではないので、避難先での過酷な生活や両親の介護等で疲れ切っていた避難者や高齢の避難者にとっては、これらの手続きも負担が大きかつた。

何より、被告がどのような費目について賠償を開始したのかを把握できなければ、避難者は賠償手続きを行うことができない仕組みであった。

このように直接請求は、賠償請求の仕組みが複雑でかつ、避難者が積極的に被告に対し働きかけをしなければならない仕組みであった。そのため、事故後10年経った現在でも、直接賠償が済んでいない世帯は多数存在し、かつ、複雑さゆえに直接賠償を断念せざるを得なかつた避難者も存在する。

### (4) 本賠償手続

#### ア 請求の作成及び必要事項の準備

本賠償は、被告から避難者に対して、いわゆる「請求パック」と言われる、請求書式一式が送付される。

例えば、第1次賠償において配布された請求パックは次のようなものであつた。

- ① 書類送付のご案内（甲A817の2）
- ② ご請求者さまの情報（請求者世帯の情報を記入する書式）（甲A817の3）
- ③ 避難履歴（請求者世帯の避難履歴を記入する書式）（甲A817の4）
- ④ 補償金ご請求書類（個人さま用）（甲A817の5）  
※A4サイズ54ページの冊子となっている請求明細書
- ⑤ 各種証明書類（被告が作成した証明書類の書式）（甲A817の6）
- ⑥ 同意書（提出用及び控）（甲A817の7）
- ⑦ 補償金請求書（提出用及び控）（甲A817の8）
- ⑧ 補償金請求のご案内（ダイジェスト版）（甲A817の9）
- ⑨ 補償金請求のご案内（個人さま用）（甲A817の10）
- ⑩ 補償金対象期間等のお知らせ（甲A817の11）
- ⑪ 補償金ご請求の流れ（甲A817の12）
- ⑫ レターパックもしくは返信用封筒

避難者が、被告に対して直接請求を行う際は、どの費目についてどのような賠償が可能かを「補償金ご請求の案内」から調べなければならない。そのために、避難者はこれらの冊子を読み込まなければならなかった。さらに、直接賠償手続においては、賠償項目ごとに様々な資料の添付が必要であることから、どのような資料の提出が必要かを、冊子を読み込んで調べなければかった。

しかしながら、この冊子は、補償金請求書の記載方法を解説した冊子であるにもかかわらず、単独で156頁もの分量があり、手続に不慣れで、法律知識もないことが通常である避難者にとって、理解が困難な内容であった。

そのため、自分では手続きができない避難者が多発したため、自治体が直接請求手続に対する相談窓口を設置しなければならない事態に発展した。また、

各地の弁護士会、司法書士会等にも相談が殺到し、専門の相談窓口を設置するに至り、国会の答弁においても、被告の賠償手続きの煩雑さや対応の不誠実さが問題となつた（甲A818、甲A819）。

#### イ 請求書類の提出

被告に対して、賠償金の請求を行う際、避難者は次のような書類の提出を求められた。

- ① ご請求者さまの情報
- ② 同意書
- ③ 避難履歴
- ④ 補償金ご請求書類（冊子のまま送付する。）
- ⑤ 補償金請求書
- ⑥ 賠償項目ごとの証明資料

賠償請求については、請求受付開始日より2か月程度を目処に被告に請求手続きを行うことが求められていた（甲A817の10 155頁）

必要な添付書類等については、この案内にも十分な記載がないため、避難者は、賠償請求を行うごとに何度もコールセンターに連絡をし、どのような資料が必要であるかの確認をしなければならなかつた。

添付資料の取得、作成についても避難者は苦労をした。例えば、被告に対して直接請求を行う場合は、請求費目にかかわらず、前記の請求パックのうちの②ご本人さまの情報③避難経緯⑥同意書の提出をしなければならなかつた。そして、②ご本人さまの情報には、住民票の写しを添付しなければならなかつた。

しかしながら、住民票を取得するにも、初期の混乱期では各地の役所も十分に機能していなかつたため、簡単には取得できなかつた。

他にも、就労不能損害を請求したくても、雇用主の避難先がわからない、社

員証を探しに自宅に戻ろうにも自宅へ立ち入ることができない、動物に自宅が荒らされているので社員証等がどこにあるのかわからなくなってしまった、書類を探そうにも放射線量が高いので短時間しか自宅に滞在できない、そもそも自宅から物の持ち出しが禁止されている等の苦労があった。

また、請求書に添付するための資料を作る際も、全世帯がパソコンを使える、避難先にパソコンやプリンターがあるという状況ではなかった。

さらに、直接請求の手続は、世帯ごとに行わなければならなかつた。しかしながら、避難の過程で家族が離散する例は少なくなかつたので、その請求方法も被害実態に合わないものであつた。

#### ○ ウ 被告による請求書の精査、確認

このように避難者が苦労して作成した請求書を取得した被告は、請求書記載の請求内容と添付の証拠を精査したうえで、避難者に対して結果の通知を送付する。

必要な証拠が不足していた時は、被告から、書面または電話で書類の追完が指示された。そして、被告の指定する証拠資料を準備できなかつたときは、係る費目についての賠償は認められなかつた。

例えば、避難所や避難先のホテルで生活するために購入した食器等もその他の損害として賠償請求をすることができたが、賠償が認められるためには、レシートや領収書に購入した物品すべての商品名が記載されている必要があり、商品名の記載がないものについては、賠償の対象にならなかつた。商品名の記載のないレシート等を提出した避難者に対しては、被告より、商品名を明示したレシートや領収書の提出を求められた。そのため、わざわざ商品を購入した店舗に行き、購入した商品名をすべて記載した領収書の再発行を求めなければならなかつた。

被告のコールセンターの職員の指示に従って作成した書類についても、記載

内容に不備があるとして、修正を求められたり、資料の追完を求められた。

## エ 審査結果の通知

審査が終わると、被告が賠償に合意した金額や費目について記載のある結果通知書と算定明細書が被告より原告に送付される。これに合わせて、被告の合意内容が記載された合意書が避難者の手元に送付される。

避難者は、合意書を被告に送付することによって、合意書記載の賠償を受けることができている。しかしながら、この合意書に記載されている金額は、すべての項目で算定された金額の合計額のみであった。そのため、特定の費目の賠償額に不満がある場合、合意書を提出できないためすべての賠償が受けることができない構造になっていた。避難者は、当面の生活費を手に入れるため被告の提示内容に合意をせざるを得ず、まさに、被告の意思のみが反映される一方的な手続きであった。

## 3 そのような賠償方式が採用された理由

### －本件における被害と被侵害利益の特徴－

#### (1) 本件における被害の特徴－全生活的・全人格的な被害

これまで繰り返し指摘してきたとおり、本件における損害は、極めて広範かつ多様な内容を含む複合的なものであり、かつ長期に及ぶことが特徴である。それは、放射性物質の拡散によって、広範な地域が全面的に汚染され、当該地域の全住民が長期的な避難を強いられるという、極めて深刻で特異な事態が引き起こされたことによる。

このような事態によって当該地域の住民は、「生活を丸ごと奪われる」という状況を強いられ、これによって、全生活的・全人格的というべき広範かつ多様な被害を被っている。すなわち、家財や生産物資などの動産、住居や田畠をはじめとする事業用不動産などの財物はもとより、様々な営業損害や就労不能による逸失利益、避難行動にともなって生じる様々な費用の支出、さらには身

体的・精神的な疾病などの人身被害による医療費その他の人的損害など、生じている損害の内容は極めて広範な項目に及ぶ。

さらに、このような個別の損害項目には収斂し得ない、多様な精神的・文化的価値の棄損や、有形・無形の財産的損害、そして多様な精神的苦痛を内容とする無形の損害（すなわち慰謝料）が生じているのであり、その抽出・整理と項目化が、極めて重大な課題となる。このような広範性・多様性を有する本件被害における、個別の損害項目としては抽出し切れない慰謝料として整理すべき損害事実について、その全体を包括的に把握し、抽出したのが、故郷喪失損害と避難慰謝料という2つの慰謝料である。前者は、地域社会が丸ごと破壊されることによる、地域生活利益を中心とする包括的な権利法益の喪失であり、後者は日常生活阻害という包括的な損害を内容としている。いずれも、広範で多様な膨大な有形・無形の被害の総体であり、同時に極めて長期にわたって継続し、被害の全体像が容易に確定し得ないという特徴を有している。

## （2）被侵害利益

このような顕著な特徴を有する本件の損害において、その被侵害利益を適切に抽出し、権利・法益として構成・構築するにあたっては、慎重な検討が求められる。そのような考慮の上で、定立されたのが「包括的生活利益としての平穀生活権」（包括的平穀生活権）という概念である。すなわち、淡路剛久教授の定義によれば、本件において侵害された法益は、「地域において平穀な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち『包括的生活利益』である。包括的生活利益は、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穀生活権も含まれる—および財産権によって法的保護を基礎づけられている。したがって、このような『包括的生活利益』を享受する権利法益を『包括的平穀生活権』と呼ぶことができる。」とされる（淡路教授意見書P11）。

このように、包括的平穀生活権は、包括的な権利・利益を内容とする、複合

的な性質を有するところに大きな特徴を有している。そのような内容であるこの理由は、まさに上記のとおり、本件被害が著しい広範性・多様性を有する全生活的・全人格的な損害であることの反映である。このような性質・内容を持つ損害を、適切に理解・評価するためには、そこで侵害された権利・法益の内容を、このような包括的・複合的な広がりを持つものとして観念し、措定する必要があるのである。

### (3) 個別損害費目の分割処理

しかし、このような包括的平穏生活権の侵害について一回的に解決することは不可能である。

本件における損害の特徴は、上記のとおり、その広範性・多様性、そして長期性にある。日々発生する損害の項目は極めて多数に及び、それらの総額は多大な金額に上るうえ、損害の発生が極めて長期にわたり、被害は今なお収束していないから、その総額が確定しないという実情にある。このような大規模な損害の全体を、一回の請求によって処理することは到底不可能というべきである。上記のとおり、無限ともいるべき多種多様な損害の項目を、現時点においてその全てを摘出し、それぞれについて算定評価することは、原告自身にとっても、被告にとっても事実上不可能というべき実情にある。

他方で、本件の被害は、全生活的・全人格的なものであり、事故及び避難行動の開始直後から、地域（生活の場）を丸ごと奪われたことによる、生活破綻・生存の危機が進行していたから、早期に、それこそ「原子力損害に該当する蓋然性が高い」（甲A810・中間指針2頁。言い換えれば不法行為法上損害に該当することについて異論がない或いは少ない）損害項目から、順次個別に賠償・支払いがなされることが切実に求められた。このような実際的な必要性という点でも、損害全般の賠償を一回的・全体的に処理することを求めることは、現実的ではなかったのである。

この点、中間指針（甲A810）5頁（第2 各損害項目に共通する考え方）でも次のように述べており、以上のような原告らの主張を裏付けている。

「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。」

#### 4 和解の成立（第1項（3））

##### （1）弁済にあたっての実際上のやりとり

被告が原告らに弁済する前提として、被告は、原告らから直接請求を受けるか、ADRによる請求を受けている。

前述第3項（1）記載のとおり、直接請求の場合、被告は、原告らに対し、被告が作成した所定の「賠償請求書」用紙を用いて請求するよう求め、また、被告が決めた所定の証拠を提出するよう求める。これらの請求書類が届いたのち、被告はこれらを審査し、場合によっては追加の証拠提出等を求め、最終的には賠償をするか否かについて判断し、その判断内容を「結果通知書（ただし、実際に送付される書面は「お支払い明細書」と題する書面である）」に記載し、「合意書用紙」とともに原告らに送付する。

原告らがその「結果通知書」の内容について賠償を受けることについて合意する場合には、合意書用紙に署名日付を記入し、署名をし、押印して東電に返送する。返送後、被告は合意書に基づいて、賠償金を支払うのである。

ADRの場合、原告らはADRで、損害について主張、立証し、証拠を提出し、最終的に、ADRにおける審理を経て、原告及び被告が和解をして、その

和解に基づいて弁済を行っている。

したがって、被告が原告らに訴訟外で支払いを行う場合、その都度、特定の費目について和解契約ないし弁済の合意に基づいて支払っているのである。この点につき、次に詳述する。

## (2) 弁済合意の趣旨

### ア 和解契約が成立したこと

被告が原告らに訴訟外で支払いを行う際、原告らと被告との間で合意された内容は、少なくとも、当該合意書で定めた損害項目について、原告に損害が発生していること、その損害額が当該合意書で取り決めた金額以下でないことを確認し、かつ、被告がその損害賠償義務を負うことを確認し、その損害について被告が弁済することを約したものである（和解契約（民法695条））。

仮に、和解が成立したと認められないケースにおいても、個別の請求項目に応じて、算定額、受領額を計算して被告から提示し、合意書を作成しているのであり、弁済の合意が存在する。

以下、詳述する。

### イ 直接請求の場合

被告は、原告に対し、結果通知書を送付する際に、送付書に、「先般、ご請求いただきました宅地・建物・借地権の賠償金のお支払いにつきまして、内容の確認が終了いたしましたのでご連絡いたします。」（ただし、下線部分は請求内容により異なる）「同封書類をご確認いただき、ご了解いただけます場合は、お手数をおかけして誠に恐縮ではございますが、『合意書』にご署名・捺印のうえ、返信用封筒にてご送付くださいますよう、お願ひいたします。」と記載して、お支払いの明細書と合意書を送付している（甲A824）。

そして、「お支払い明細書」には、「賠償項目」欄に賠償対象が記載され、「算定額」欄にその金額が記載されている。

さらに、「算定額の内訳」という書面も同封されており、同書面にはその賠

償項目の詳細と算定額等が記載されている。

また、合意書には「請求者は、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故に伴い、請求者が被った損害に関し、ご請求番号～の賠償金ご請求について、請求書の「A5 確認事項」の各記載事項に同意したことを確認するとともに、賠償金額の算定額の内訳はお支払い明細番号～の各お支払い明細書記載の金額であり、今回の算定額（①）及び今回の受領額（②）が以下のとおりとなることについて合意します。（※「～」は各原告の請求ごとに異なる番号）」と記載し、個別の請求ごとの算定額、受領額が記載されている（不動産損害の合意書のような典型的な場合）。

なお、合意書には清算条項が記載されていないが、当初の合意書には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはできません」と清算条項が記載されていた。これについては、被告は2011年10月11日付のプレスリリースで、『これまでの合意書は、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはできません」という表記は、いかなる場合でも追加のご請求ができないかのような誤解を招く表現となっておりますので、実際にご請求者さまにお送りする合意書用紙においては、当該部分を削除いたします。』と発表して、削除したという経緯がある。その結果、合意書に清算条項は付されず、原告らからの追加の請求は許容されることになった。

以上のように、被告が原告らに賠償するに際し作成された「合意書」は、原告と被告が、「お支払い明細書」及び「算定額の内訳」に記載された賠償項目について、少なくとも被告が策定した賠償基準に基づく金額の損害があることを被告自ら認め、かつ「お支払い明細書」及び「算定額の内訳」に記載した算定額の限りでその損害項目に充当する趣旨で賠償金を支払う旨の和解をしたものである（以下、被告が弁済するにあたり締結した原告らとの合意を「本件和解合意」という。次に記載するADRにおける合意も同じである）。

したがって、被告が「弁済の抗弁」とする裁判外の弁済の主張は、すべて、

本件和解合意で定められた損害賠償債務に充当されているのであり、本件訴訟で原告らが請求する損害に充当する余地はなく、被告の主張はすべて認められない。

仮に、上記のような事実経過に基づく合意が、何らかの点で和解の要件を欠くとしても、少なくとも弁済にあたって、個別の請求項目に応じて、賠償額を算定し、受取額について合意しているのであるから、当該弁済がいかなる損害項目に対する弁済であるかという点について原告らと被告との間に合意が存在する。また、原告らが提出した証憑類に基づいて被告が算定し支払った損害額について、後に「払いすぎだ」と「因果関係を立証せよ」と主張することなど当事者双方とも想定もしていなかつたはずである。

この点で新潟訴訟判決は、「(略) 直接請求のみをした原告らであるか、ADR手続を利用した原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限つて弁済するとの合意がされていたと容易に認められる(略)のであって、他の損害項目に充当されるとおり得るとの趣旨で弁済がされたと認めることは困難である。」(588頁)と判示している。

したがって、原告らにおいても被告においても、当該弁済が別の損害項目についてなされたものだと主張することは合意に反するし、被告のした弁済が過大であったと請求することも、弁済の合意に反し、許されないものである。

#### ウ ADRの場合

ADRの手続きで原告らと被告が合意をして被告が弁済をする場合でも、ADR手続きの中で「和解契約書」を作成しており、これに従って被告は弁済をしている。

和解契約書は定型的な文言があるわけではないが、原告ら訴訟代理人弁護士が関与した事件では、多くの場合、和解の範囲について「申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について本和解の効力は及ばないことを確認する。」としたうえで、損害項

目ごとにその損害額を記載し、「被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として合計金～円の支払義務があることを認める」として、支払方法を定めている。また、清算条項については、「本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない」とした契約書を作成している。

なお、清算条項を付けない和解は、本件事故に基づく損害賠償請求が求められたADRでは通常のことである。

このように、被告がADR手続きの和解に基づいて弁済を行う場合も、被告は、当該和解契約書に記載された損害が原告らに発生していること、その損害額の金額、被告がその損害賠償義務を負うことを認め、被告がこの損害額を弁済することを合意（和解。「本件和解合意」）し、これに基づいて弁済したものである。

この点、津島訴訟判決は、「(略) そこで支払われた賠償金は、和解により成立した損害賠償債務を支払ったものと認められるから、過払が生じているとは認められない。」（201頁）「このように、被告東電は、ADRで和解をした原告各との間において、当該和解で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が原告に発生したことを認めた上で、和解で成立が認められた損害賠償債務を支払ったものと認められるから、ADRの手続を経て被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されており、過払が生じていると認める余地はない。」（202頁）と判示している。

したがって、被告が「弁済の抗弁」とする裁判外の弁済の主張は、すべて、ADRにおける本件和解合意で定められた損害賠償債務に充当されているのであり、本件訴訟で原告らが請求する損害に充当する余地はなく、被告の主張はすべて認められない。

エ 被告が訴訟外における弁済について原告らに証憑を求めていないものがあるとの主張について

被告は、訴訟外で弁済をするにあたり、必ずしもすべての損害について資料を求めていない旨を主張し、弁済に相当する損害が発生していないとか、損害の主張立証を原告らが行うべきであるなどと主張する。

しかし、そもそも、被告は、本件和解合意ないし弁済の合意により、①原告らに損害が発生していること、②その損害額、及び③被告が損害賠償債務を負うことについて合意書で取り決めをする上で、賠償をする基準やその基準に合致するかを判断するために必要な資料を自由に設定することができ、実際そのようにしている。そして、あらかじめ設定した資料がそろい、基準に合致したと判断した場合には、当該損害について、本件和解合意をしているのである。他方、基準に合致しない損害賠償請求や、資料が足りない場合には、損害賠償請求を認めないという運用を繰り返してきた（上記第1項参照）。

そして、被告が原告らに資料を求めなかったということは、上記①～③を認めるうえで、必ずしも資料を求めなくても損害の発生やその数額を認めることができると被告が判断して本件合意をしたにすぎない。そのため、資料がなかったとしても、本件和解合意ないし弁済の合意の有効性には何ら影響はないし、資料がなかったということを理由として、本件和解合意ないし弁済の合意の効果を否定することもできない（民法696条）。

#### 才 本件の合意の内容を超える原告らからの請求について

上記の通り、原告ら代理人が関与したADRでは、「本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない」という条項が記載され、原告が追加請求することができることは明記されている。

他方で、直接請求や原告ら代理人が関与していないADRでは、必ずしも上記清算条項が付されておらず、原告らが本件和解合意ないし弁済の合意を行った後、他の損害について被告に請求することが可能かということが一応問題になる。

まず、本件和解合意ないし弁済の合意の趣旨としては、上記合意で定めた損害項目と異なる損害項目（損害の費目が異なる場合や、同じ損害費目であっても損害の発生時期が異なる場合）については、原告らが追加で請求することが可能である。

そもそも、すでに第1項で詳述した通り原告らは被告に対し、順次直接請求をしており、それに対し被告は順次賠償を行ってきたし、被告が合意書に清算条項を記載しなかったことも、このような追加請求を許容する趣旨だからである。

次に、原告らが本件和解合意ないし弁済の合意に基づき、ある損害項目について賠償を受けた場合に、当該損害項目について、原告らが本来あるべき損害額との差額を請求することがありうる。例えば、原告らが本訴訟でしているように、避難慰謝料について、本来あるべき損害額と上記合意に基づいて支払われた損害額との差額を請求する場合である。

このような請求も、上記合意によって排除されない。

なぜなら、被告は、自ら賠償基準を定めたうえで、その基準に沿った請求（直接請求）を原告らに促し、請求を受けた際にはその基準に沿って審査をしたうえで、被告が支払うべき賠償金額を定めており、仮に当該賠償金額を超える請求がなされたとしても、その基準額を上限とすることを譲らず、合意がなされない限り弁済をしないという運用をしている（第2項で詳述したとおりである）。そして、これらの直接請求の賠償金額を超える請求を希望する原告らには、ADRや訴訟提起をすることを促しており、実際、原告らを含む多くの被害者が、被告の自主賠償基準を超える賠償を求め、ADRや訴訟をしなければならなくなり、実際、ADRや訴訟でこの基準を超える賠償請求がなされてきた。そして、ADRや訴訟で、被告の賠償基準を超える損害額が認められ、被告が賠償してきた事実が存在するからである。

被告が合意書に清算条項を記載しないのは、このような追加請求を許容する

趣旨である。

原賠審でも、避難慰謝料の一括賠償についての議論で、能見会長が「被災者がこの賠償を受け取ることによって、将来の賠償全てについてのいわば和解があつたという扱いにはならないでしょうね、ということです」と質問したのに対し、被告の担当者は、「いわゆる清算条項みたいなイメージかと思いますが、それは一切ございません」と述べたり、能見会長が「すでに合意されている当事者の間でもさらに追加の賠償というものが生じる可能性がありますので、その時の対応の仕方もよろしく御検討いただくよう」と質問したのに対し、被告の担当者は、「はい。決してそのような方々が不利にならないように、真摯に対応させていただきたいと思っております。」と回答して、追加請求を許容する合意であることを明確にしている。

#### カ 小括

したがって、被告が弁済をするに際して原告らと締結した本件和解合意なし弁済の合意の趣旨は、原告と被告が、本件和解合意に記載された賠償項目について、当該原告らに損害が発生していること、その損害額の金額、被告がその損害賠償義務を負うことを認め、被告がこの損害額を弁済することを合意したものであり、かつ、原告らからの追加請求についてはこれを許容する趣旨の合意である。

### 5 被告は鎌田発言、大塚発言を都合よく引用していること（準備書面（381）への反論）

- (1) 被告は、準備書面（381）において、第53回原賠審の鎌田発言、大塚発言を引用し、中間指針等は、訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものと主張する。
- (2) しかし、被告の引用する各発言は、仙台高裁令和2年9月30日判決が中間指針について「一審被告東電側も任意の支払いを拒否することができないように合

理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任意の支払いを念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。」と評価している部分に関する発言である（乙B217・28頁 井出原子力損害賠償対策室次長の発言参照）。被告が引用する大塚発言は、上記仙台高裁判決の判示部分に含まれる批判的ニュアンスを受けて、大塚教授が中間指針を擁護するような立場で発言することとなっているものであるし、そうであるにも関わらず大塚教授は「判決がお書きになっている箇所は誤解を招きやすい指摘」と述べるにとどまり、「事実と異なる」とまでは発言していない。

鎌田会長の発言も同様であり、必ずしも被告が主張するように、中間指針等が訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものであるという根拠になるものではない。

(3) むしろ、大塚教授は、上記発言をした後に発刊された「事件類型別不法行為法」の中で自らの執筆部分で次のように記載している。

「原子力損害賠償紛争審査会中間指針については、指針自体が指摘するように、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものにすぎず、同指針の対象とならなかったものが賠償の対象とならないわけではない」「なお、指針が、個別の損害項目の積み上げを行っていることに対して一部から批判がなされているが、損害要件において被害者の包括的損害を把握することは、まさに裁判所の権限で行うべき事項であるといえよう。中間指針は、東電の自主的な賠償のための指針であり、いわば最低限度のものに過ぎないところから、紛争審査会はこのような包括的損害を認定する程の裁量権限を有しているとは考えられていないのである」（甲A825・134頁～135頁）

このように、中間指針は「最低限度のものに過ぎない」というのが大塚教授の考え方であり、被告は自らに都合良く鎌田発言、大塚発言を引用しているに過ぎない。

(4) 実際、中間指針の次のような記載に照らしても、原告の上記主張が誤りであることは明らかである。

ア 中間指針（甲A810・2頁（はじめに））

この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかつた原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。

イ 中間指針（甲A810・3頁（第1 中間指針の位置づけ））

なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。

ウ 中間指針（甲A810・5頁（第2 各損害項目に共通する考え方））

加えて、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となつた住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されことがあり得る。

エ 中間指針（甲A810・20頁（6 精神的損害））

また、損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。

(5) 先に紹介した高松高裁令和3年9月29日判決は、前記のとおり被告が本格的に弁済の抗弁を主張した後、初めて下された高裁判決であるが、次のように判示して被告の主張を退けている。

「(略) 中間指針等は、原賠法18条2項2号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。」として、中間指針等の解説等を引用しつつ、「中間指針等には、被災者の個別事情などを捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する（第1審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する）という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。」（以上、591～592頁）

このように、被告が原賠審での発言の一部を引用して、中間指針等は、訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものと主張するのは、誤りである。

(6) なお、1つ付言するならば大塚・鎌田発言にも中間指針のミスリードがある。

例えば大塚発言における「任意の支払いを拒否することのないように合理的な額を定めるというようなことを判決がお書きになっている箇所は誤解を招きやすい指摘ということは言えるのではないか」という箇所に見るように、大塚発言およびそれに続く鎌田発言は、仙台高裁令和2年3月12日判決その他の裁判例が中間指針等の賠償金額に関して和解金的色彩（一審被告も納得した上

で、被災者に対する任意の支払を早期に実現するという趣旨）が強調されたことに異論を述べている。

しかし、中間指針はあくまで和解のガイドラインとして作られるものである結果、当事者（特に、一審被告とその背後にいて支援機構等を通じて一審被告を支援する国）が認めざるを得ないものとして作られているという限界がある。

実際、第21回の審査会合において、地元市町村長らが中間指針に対して厳しい批判的意見を述べた際、中間指針策定当時から原賠審の会長であった能見会長は、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしてもいやだと言われてしまうと動かなくなってしまう」「東電が納得してといいますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので・・・ただ金額を多くすればいいというものでもない」と述べている（甲A826・一陣吉村上告意見書(1)・6頁。なお、同意見書では、中間指針策定過程において政策的配慮が働いていることについても、策定過程における具体的な事実を踏まえて詳述されている。）。

以上の能見会長（当時）の発言からしてみても明らかのように、中間指針等の賠償金額が和解金的色彩（一審被告も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現するという趣旨）を有していることは否定しようのない事実なのである。

したがって、鎌田発言および大塚発言は、その点ではミスリードであると言わざるを得ないし、ましてや、彼らの発言をもって「中間指針等を踏まえて策定した自主賠償基準に基づき賠償した金額を超える損害は発生していない」（むしろ、中間指針等が訴訟で通常認定されるより高額の賠償額を示したものである）等という評価を導くことは到底できないというべきである。

## 6 和解した具体的な費目に基づく反論

### (1) はじめに

前記のとおり、本件の被害は、全生活的・全人格的なものであり、項目ごとに、順次・個別の合意による一部支払いという取り扱いが重ねられてきた。

従って、現時点において被告が主張する弁済は、和解契約が成立した債務についての弁済であって、和解の効力に反して蒸し返しを主張するものであると言わざるを得ない。以下、被告が主張する各項目について具体的に検討する。本項で特に頁番号のみ記載されている場合は、断りのない限り被告の準備書面（380）のものである。

### (2) 精神的損害の賠償について（5頁）

被告は、本件事故による精神的損害に関し、中間指針などを踏まえた自主賠償基準に基づき、区域ごとに設定した一律の金額の賠償を実施しているが、精神的損害の評価・算定における考慮要素は個別事情によって当然に異なり、「個別の原告らの事情によっては損害を超える賠償がなされていることとなる」（6～7頁）などと主張する。

本件訴訟で原告らが請求する慰謝料に対し、精神的損害の賠償として被告が弁済した金額について、弁済の抗弁が認められることは、原告らも争うものではない。そのため、原告らは既払金を控除した残額を本件訴訟で請求しているのである。

被告は、精神的損害の賠償について、原告らに発生した損害を超える賠償がなされているなどと主張するが、中間指針などを踏まえた自主賠償基準に基づき実施された支払いは、個別の原告らの事情を考慮しても、なお原告らに共通して最低認められる慰謝料額である。中間指針においても、「そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されるこ

と、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。」（甲A810・20頁）と共に通して認められる最低水準であることが強く示唆されている。

そのことは、これまで幾多の同種訴訟が提起されてきた中で、ほとんどの裁判所が中間指針の基準を超える賠償を認めてきたことからも窺えるところである。本件においては、原告らに共通して認められる避難慰謝料、ふるさと剥奪慰謝料が、これまで被告が実施してきた賠償で果たして十分なかどうかという点に十分な注意を払い一つ判断がなされなければならないのである。

### ○ (3) 生命・身体的損害

被告は、「診断書上、因果関係が「不明」「なし」とされている中で支払われた生命・身体的損害については、当該支払いに対応する損害が認められず、損害を上回る賠償金が支払われていることとなる」などと主張する（7頁）。

しかし、すでに前項（2）で詳述した通り、本件和解合意により、原告らに生命・身体的損害が発生したこと、その損害の数額、被告がその損害について損害賠償義務を負うことについて認め、合意をし、被告は弁済をしたのであるから、この点に関する被告の主張については到底通用しない。

### ○ (4) 住居確保費用の賠償金

被告は、中間指針第四次追補（乙B9）を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、「本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を補填するもの」で、「住宅確保費用として支払われた賠償金については、精神的損害に対する賠償として、その全額が当然に慰謝料の認定額から控除される」などと主張する（7～8頁）。

しかし、被告は、自ら「新規の資産取得のために必要となった支出」という財産的損害が原告らに発生したことを認め、その損害額を認定し、この損害賠償債務を被告が負うことを認め、本件和解合意ないし弁済の合意をして、住居確保費用として弁済をしたのである。

この点で、一般に、現在の裁判実務、判例実務として、住居確保費用という損害が認められるケースがあまりないことは事実であるが、裁判実務で認められていない損害項目について、それが原告らに生じたこと、その損害額、その損害賠償義務を被告が負うことを認める合意が有効であることは言うまでもない。

しかも、これまで繰り返し主張してきているとおり、本件では、放射性物質の拡散によって広範な地域が全面的に汚染され、当該地域の全住民が長期的な避難を強いられるという、極めて深刻で特異な事態が引き起こされ、当該地域の住民は、「生活を丸ごと奪われる」という状況を強いられ、これによって、全生活的・全人格的というべき広範かつ多様な被害を被ったものである。

したがって、住宅確保費用は、こうした本件の被害の実態に照らしても賠償の必要性の高い損害として把握されていたもので、そうした損害項目について被告が賠償したことは当然である。

住宅確保損害は、その実質をみると、交換価値賠償では実現できない、「原状回復」を補うための損害項目である。

原状回復という観点は、いわゆる差額説とは別の視点からの金銭補償であり、差額説と矛盾をするわけではなく、あくまで事故と「相当因果関係ある損害」として認められるべきである。

なぜなら、生活必需品である自宅は利用価値の回復が大切であり、交換価値の差額だけでは、利用価値が回復できない場合があり、その点からも住宅確保損害を捉える必要性がある。すなわち、住居確保費用の賠償は、交換価値でなく、再調達価値での賠償という視点に基づくものである。

そして、このような再調達費用に即した損害賠償額の算定は、従来判例が採用してきたとされる差額説と矛盾するものではない。損害賠償の機能は、発生した損害について原状回復を実現するところにあるのであり、差額説による損害理解、損害額算定は、そうした本来の損害賠償の機能を実現するた

めのものに過ぎない。

交換価値、市場価値の賠償が原状回復を基礎づけるに足りない本件のような場合には、再調達の費用を出発点とする賠償を考えることが適切あるいは必要とされる（以上については、甲A 827（窪田充見「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害」法律時報2014年86巻9号））

以上のように、被告が訴訟外によって上記のような観点から実施した住居確保費用の弁済は、本件の被害の特殊性に基づいて中間指針が定め、被告が賠償した財物賠償なのであり、本件で原告らが求めている請求とは関係せず、弁済の抗弁として意味のないものである。

#### （5）物品購入費としての賠償金について（8～9頁）

被告は、中間指針の規定をもとに、「「物品購入費」の賠償は、通常の生活費の増加分に対してなされた賠償については「精神的損害」の賠償と重複する（中間指針〔乙B5〕「第3」6の備考22参照）」などと主張する（8～9頁）。

しかし、中間指針では、「原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的である」としているのであり、生活費の増加費用と「精神的損害」が本来的に「重複する」としているものではない。

この点を撇くとしても、被告の主張の前提是、「物品購入費」が全て「その賠償額に対応する損害がない中でなされた支払」というところにある。

しかし、これについても、本件和解合意ないし弁済の合意によって、個別の請求に応じて具体的な損害項目について、金額の合意をして支払っているものである。

前記のとおり、被告は、このような合意をするにあたって、具体的な損害項目とそれに対応する賠償額について個別に証憑類によって確認の上、「対象外」であるものは除外して賠償に応じてきたのであり、「損害がない中でなさ

れた支払」をしたとの主張は、不自然である。仮に、「損害がない中でなされた支払」をしたのだとしても、それは被告が各原告らとの賠償交渉の中で、そうした支払いの必要性・有効性を認識して応じたものであるはずで、そのような判断の下に支払いを完了した費目について、蒸し返しをすることは許されるものではない。つまり、本件和解合意ないし弁済の合意に反し許されない。

#### (6) 就労不能損害・営業損害について（9～10頁）

被告は、就労不能損害のうち本件事故以降に新たに就労した勤務先から得た収入のうち月50万円を上限として、営業損害についても平成24年3月以降に得た利益を、いずれについても「特別の努力」によるものとして賠償金から控除せずに支払いを行ったことが、「差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた支払いであって、慰謝料の認定額から控除される必要がある。」と主張する（9～10頁）。

しかし、最高裁は必ずしも厳格に差額説をとるものとは評価されておらず（最高裁昭和46年6月29日判決・民集25巻4号650頁、最高裁昭和49年7月19日判決・民集28巻5号872頁、最高裁平成8年4月25日判決・民集50巻5号1221頁等参照）、「特別の努力」により損害が生じなかった場合に「特段の事情」として損害を認める立場を採用している。最高裁昭和56年12月22日判決は、「たとえば、事故の前後を通じて収入に変更がないことが本人において労働能力低下による収入の減少を回復すべく特別の努力をしているなど事故以外の要因に基づくものであって、かかる要因がなければ収入の減少を来たしているものと認められる場合」を「特段の事情」として例示しているのである（民集35巻9号1350頁）。

よって、被告が上記のように「特別の努力」を考慮したことが不合理とは言えないであろうし、こうした判断の下、就労不能損害・営業損害という損害項目について賠償額を定め、合意して支払も終了しているのであるから、やはり本件和解合意ないし弁済の合意に反するもので認められるものではない。

#### (7) 実費の賠償について（10～11頁）

被告は、「避難費用、帰宅転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等に関し、損害の発生・数学について何らの説明疎明を求める事なく、将来分も含めて」一律に支払った点につき、「本件事故と相当因果関係のある支出の有無及びその数学が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。」と主張する（11頁）。

しかし、これら実費についても、被告は原告ら被害者に個別の立証等の負担を求めることなく、一定の基準に基づく一律の金額を支払うこととしたものであり、そのような判断により、上記個別の損害項目について金額を定め、合意して支払いも完了したものである。

よって、これらについても、本件和解合意ないし弁済の合意に反する蒸し返しの主張であり、許されるものではない。

#### (8) 住宅の補修・清掃費用について（11～12頁）

被告は、本件事故発生から平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用として、所有者に対し住宅1戸あたり定額30万円の賠償を行った点について、「本件事故と相当因果関係のある補修・清掃費用の支出の有無及その数額が原告らによって主張・立証されない限り、本件訴訟における慰謝料の認定額から控除される必要がある。」と主張する（12頁）。

この点も同様である。

被告は、訴訟外においては、原告ら被害者に個別の立証等の負担を求める事なく、定額を支払うこととしたものであり、そのような判断により支払いも完了している。このように、「平成25年3月31日までに実施された補修・清掃費用」と損害項目を限定して金額を定めた合意は、和解合意ないし弁済の合意として有効であり、被告の主張はこのような合意に反する主張である。

#### (9) 家財賠償のうち定額賠償分について（12～13頁）

被告は、家財の保有状況やその財物価値につき個別の説明・疎明を求めるこ

となく、世帯構成と避難区域の種類に応じて基準表に基づく支払いをしたが、その数額に見合う損害が必ずしも生じていたものではない等と主張する（12～13頁）。

しかし、被告は本件事故による甚大な被害を与えた加害者として、原告ら被害者に賠償請求にかかる過大な負担を課すことを避けるために、一定の基準を設けて家財の定額賠償分を支払ったのであり、上記主張はそのような加害者としての謝罪と反省の心を失った主張である。

被告は、家財賠償という損害項目について、原告らと個別に金額について合意をして支払いを終了したのであり、和解合意ないし弁済の合意に反する被告の主張は認められない。

#### （10）不動産に対する賠償金（13～14頁）

被告は、不動産に関し被告が実施した賠償について、既払い金に見合う損害が必ずしも認められるものではない等として、原告らが各不動産について損害の数額を主張・立証しない限りは、慰謝料の認定額から控除すべきと主張する（13～14頁）。

しかし、被告の主張の前提は、「少なくとも避難指示が解除されれば不動産を使用、収益または処分することに支障はない」（14頁）等というものであって、実態から離れて被害を過小評価するものと言わざるを得ない。

また、被告が中間指針第二次追補（乙B7）を引用している点についても、「除染、修理等によって価値が回復した場合」に至っていないのであるから、やはり前提を欠くものである。

さらに、この費目についても、被告が不動産の価値に関する基準を設け、不動産に関する賠償として、他の損害費目と区別して賠償額について合意し、賠償を実施したのであり、本件和解合意ないし弁済の合意に反する主張は許されない。

#### （11）追加的費用名目での賠償金について（14～15頁）

被告は、「通院交通費の生活費增加分」「避難費用」「家族間移動費用」に関しては、高い水準で定めた標準額に基づき賠償をしており、証憑に基づくことなく賠償を行っているが、原告らによって主張・立証されない限り、認定額から控除されるべきだとする（14～15頁）。

しかし、これら実費についても、被告は原告ら被害者に個別の立証等の負担を求める事なく、一定の基準に基づく一律の金額を支払うこととしたものであり、そのような判断により、「通院交通費の生活費増加分」「避難費用」「家族間移動費用」という個別の損害項目について、金額に合意し、支払いを完了したのであるから、被告は、そのような和解合意ないし弁済の合意に反する主張である。

（12）「一定の証憑に基づき支払われているものの、その一部についてはこれに 対応する損害が生じていると認められない可能性のある損害費目」について

（15～16頁）

被告は、「診断書において因果関係が「有」とされているもののみならず、「不明」と記載されている場合であっても一律に賠償対象外とすることなく賠償金を支払っている」、したがって、「必ずしも賠償に対応する損害が生じていたとは認められない場合が含まれる」等として、原告らの主張・立証を求めている（16頁）。

しかし、この点についてはあまりにも漠然とした主張である。この程度の被告の主張では、何について「主張・立証」せよというのか、ほとんど特定できない。

そもそも被告は、「必ずしも賠償に対応する損害が生じていたとは認められない場合」についても賠償をしたと言うが、被告は、原告らの損害を一つ一つ確認しながら賠償を実施してきたのであるから、証憑等も含めて損害を認定できる場合に賠償を実施したはずである。

仮に、「損害が生じていたとは認められない場合」に賠償したというのであ

れば、それは本件事故があまりに甚大なものであったがために、「多数の被害者に対し迅速に賠償を実施する」という合理的判断の下に、当該費目について支払終了したのであり、被告の主張はやはり和解合意ないし弁済の合意に反するものである。

よって、このような主張も許されるものではない。

### (13) 小括

以上より、被告が弁済の抗弁として主張するものは、当該弁済に対応する損害が発生していたこと、その損害額が当該弁済額を下回らないことについて、弁済時に原被告間で合意があった。

したがって、過払いなどは存在しないし、本訴に至ってこのような主張をすることは合意に反する主張である。

なお、原告らは、本件訴訟で避難慰謝料、故郷喪失慰謝料、不動産損害の賠償を請求しているところ、これらについては、被告から避難慰謝料と不動産価格の賠償がされており、これ自体を争うものではない。そして、原告らは、これらの弁済については、既払い金として控除し、請求の減縮を行う予定である。

したがって、原告らが本訴訟で請求するのは、上記訴訟外で弁済されていない損害であり、被告の弁済の抗弁は理由がない。

## 7 弁済の抗弁を主張することは、信義則に違反し、許されないこと

これまで主張してきたとおり、被告の主張は和解合意ないし弁済の合意に反するものであるが、同時に信義誠実の原則に反し許されるものではない。

(1) 本訴訟は、2013（平成25）年12月26日に提訴されたものであるが、被告の弁済の抗弁の主張は、7年以上が（本件事故発生時から起算すれば10年以上が）経過した2021（令和3）年4月23日付の準備書面（380）で初めて主張されたものである。

しかも、被告がここで主張している「弁済」は、古くは本件事故直後のものであり、最も新しいものでも被告提出証拠によれば3年以上も前の2017（平成29）年である（乙C112第31号証の1～3参照）。このような過去の交渉事項については、被告から既に「弁済」を受けていることもあり、原告らはその損害項目に関する資料など既に廃棄してしまっている。そのような既払いの損害項目について、今頃になって「因果関係を立証せよ」というのが、被告の「弁済の抗弁」である。

(2) さらに、直接請求及びADRの具体的な手続きの流れは既に詳述したとおりであり、被告は、原告方に多大な負担をかけて請求手続きを行わせ、提出された証憑類を精査し、認められない請求については除外し変更した算定額を提案している。支払いにあたっては、そのとき原告方の請求した部分について算定額を双方において確認・合意し、支払うという手順を踏んでいる。このように慎重な手続きによって算定された弁済が過払いだというのは、原告方において考えることもなかつた主張である。

そもそも、原告方の全生活を破壊したのは被告なのであり、それに対する誠意ある謝罪もなしに、上記のような事情の下に、本件事故による損害の全体を立証せよというのは、明らかに信義誠実の原則に反すると言わざるを得ない。

この点について、被告が本格的に弁済の抗弁の主張をした事件での初めての高裁レベルの判断となった、前記高松高裁判決では、次のとおり判示する。「仮に、上記のアの明示ないし黙示的な和解契約が成立するとは認められないとしても、第1審被告方の上記アの主張は、以下のとおり、訴訟上及び実体法上の信義則に反して許されないと解する。その理由は次のとおりである。

前記認定のとおり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針等が策定され、第1審被告東電は、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、

これに応じた被災者が第1審被告東電に対して賠償金の支払を求め、第1審被告東電から損害の費目を明示され、その賠償を受けたものである。そして、第1審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する損害を含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払を受けており、また、上記方法で弁済を受けなかった者も、上記方法によれば財産的損害を受けられるものと信頼し、精神的損害の賠償に限定して本件訴訟を提起したものである（乙共397、弁論の全趣旨）。しかるに、第1審被告東電（及び第1審被告国）は、約4年間係属した本件訴訟の原審において上記アの主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ第1審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では弁済の抗弁について当事者間に争いがなかったにもかかわらず、当審に至って突然上記主張をするに至ったことは当裁判所に顕著である。

第1審原告らとしては、上記一連の事実経過に照らし、第1審被告東電（及び第1審被告国）が上記主張はしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告らの財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が第1審被告東電による上記賠償金額と一致するとは限らない。）。そして、このような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になるといわざるを得ない。

以上によれば、第1審被告東電（及び第1審被告国）の上記主張は、訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するとともに、実体法上の信義則にも反し、許されないというべきである。」

#### 第4 結語

以上のとおり、被告の弁済の抗弁の主張は、本件和解合意ないし弁済の合意

により許されず、仮にそうでなくとも信義則に反するもので認められない。

以上

